

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）に係る面談
2. 日時：令和元年12月11日（水）10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島研究開発部門 担当6名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年7月16日に申請のあった実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の一部設計変更）について、前回の面談時に説明を求めた、設備管理廃液受槽に貯留する液体の取扱いについて、以下のとおり説明があった。
 - 設備管理廃液受槽に貯留する液体は、手洗い水等からの排水であるため、汚染の可能性が極めて低い液体と考えるが、放射能が含まれ得ることから、漏えい拡大防止の堰の高さを評価する際に使用する想定漏えい量に含めること。なお、堰高さは裕度をもって設計していたため、堰の高さ自体に変更する必要はないこと。
 - 従って、設備管理廃液受槽についても、実施計画の変更申請において液体廃棄物一時貯留設備の系統に入れるため、補正の準備を行っていること。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。

6. その他

資料：

- （別冊3）放射性物質分析・研究施設第1棟の設備管理廃液とその管理について